

## 第2回運営委員会資料の修正事項の確認について

第2回運営委員会において、会長と事務局との間で調整することとなりました事項について、以下のとおり整理しました。

1 基本方針における諸課題について、NPOのみではなく、町内会・自治会等を含めた主体として記述すべきではないか？

### 【対応】

内閣府のガイドラインと同様に、「NPO等」の定義（町内会・自治会等を含める）を明確にし、基本方針に反映させる。

### <理由>

内閣府の示すガイドラインの示すとおり、町内会・自治会等とNPOの現状課題については、歴史的背景または実績等からしても大きく異なるため、同一で扱うことは困難である。しかしながら、白井委員の指摘のとおり、「NPO」、「NPO法人」、「NPO等」と複数の表現が、基本方針で使用されており、紛らわしいため、文言の定義を含め表現を整理する。

## 2 モデル事業の選定における申請者からのプロポーザルの実施について

### 【対応】

委員会資料3の選定の考え方に以下の文案を追加する

「(8) 運営委員会は、必要に応じて申請者から意見等を聴くことが出来る。」

### <理由>

原則的には、一部の事業者から意見等を聴取することは、公明性、公平性の観点から留意すべきである。しかしながら、選定後の進行管理の場や評価作成の時期においては、申請者から事情を聴取する必要もあることから、委員会において必要と判断した場合には、申請者から意見を聴くことが出来る旨を選定の考え方に追加する。

平成 23 年 8 月 31 日

東京都生活文化局都民生活部